

横浜市妊婦健康診査費用助成金交付事業実施要綱

制定 令和6年8月15日 こ地字第1294号（こども青少年局長決裁）

（目的）

第1条 この要綱は、横浜市妊婦健康診査事業実施要綱（平成21年4月1日ここ第628号。以下「実施要綱」という。）に基づき実施される妊婦健康診査（以下「妊婦健診」という。）について、予算の範囲内において、実施要綱第6条により交付する補助券に追加して、妊婦健診に係る助成金（以下「助成金」という。）を交付するため、必要な事項を定めるものとする。

（助成金の交付対象者）

第2条 この要綱による助成金の交付対象者（以下「助成対象者」という。）は、実施要綱第2条に規定する対象者で、かつ、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- （1）令和6年4月1日以降に妊婦健診を受診した者
 - （2）妊婦健診受診日から助成金の交付申請日までの期間を通じて、横浜市に住民登録がある者
- 2 前項の規定にかかわらず、交付申請日に生活保護法（昭和25年法律144号）による保護を受ける者は対象としない。
- 3 市長は、第1項第2号の規定にかかわらず、配偶者からの暴力等の特別な事情により横浜市に住民登録がない者であって、横浜市内に居住実態がある者を助成対象者にすることができる。この場合において、助成対象者は、横浜市内に居住実態があることを証明する資料を示さなければならない。
- 4 実施要綱第9条第1項に定める補助券による妊婦健診の受診有無及び実施要綱第9条第4項による助成の有無は、助成対象者の要件としない。

（助成金の額）

第3条 助成金の額は、母子保健法（昭和40年法第141号。以下「法」という。）第15条が定める妊娠の届出（以下「妊娠の届出」という。）がされた妊娠につき、5万円とする。

（助成金の交付申請）

第4条 助成金の交付を受けようとする助成対象者は、横浜市妊婦健康診査費用助成金交付申請書（別紙様式第1号）に次の各号に定める書類等を添えて、市長に申請しなければならない。

- （1）振込先の金融機関口座が確認できる書類等の写し
 - （2）母子健康手帳番号と妊婦健診受診日を確認できる書類等の写し
- 2 第8条第2項の規定により現金による助成金の交付となる場合は、前項第1号に規定する書類等の提出を省略することができる。

- 3 市長は、必要に応じて、横浜市、他の市町村又は助成対象者が受診する実施要綱第9条第1項の健診実施医療機関等に対し、妊娠の事実の有無、妊婦健診受診状況等の審査に必要な事実を確認し、助成対象者に対し、審査に必要な書類の提出を求めることができる。
- 4 助成対象者は、預金口座への振込みにより支給を受けることが困難であり、現金により助成金を支給することを希望する場合は、申請時にその旨を申し出るものとする。
- 5 助成対象者が未成年者である場合、当該未成年者又はその法定代理人のいずれか一方のみが申請することができる。

(助成金の交付申請期間)

- 第5条 助成金の交付申請は、妊娠中に行わなければならない。ただし、助成金を受けようとする者が、その責めに帰することができない特別の事情により、妊娠中に交付申請を行うことができない場合、特別の事情がやんだ日から起算して3か月を経過した日までに、交付申請を行うことができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、令和7年3月31日までに出産した者（以下「遡及分申請者」という。）は、令和7年3月31日まで、助成金の交付申請を行うことができる。

(電子情報処理組織による交付の申請)

- 第6条 市長は、第4条に規定する申請について、電子情報処理組織（市の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して行わせることができる。
- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請については、第4条に規定する方法により行われたものとみなして、本要綱の規定を適用する。
 - 3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請は、当該申請を受ける市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。
 - 4 前項の場合において、市長は、第4条に掲げる書類について、当該書類の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の提出をもって当該書類の添付に代えさせることができる。

(助成金の交付決定)

- 第7条 市長は、第4条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、助成金の交付又は不交付を決定する。
- 2 市長は、交付の場合は、横浜市妊婦健康診査費用助成金交付決定通知書（別紙様式第2号）により、不交付の場合は、横浜市妊婦健康診査費用助成金不交付決定通知書（別紙様式第3号）により、申請者に対し通知する。

(助成金の交付)

第8条 市長は、前条の規定により、交付決定を受けた助成対象者(以下「交付決定者」という。)に対し、交付決定日から起算して30日以内に、交付申請において指定した交付決定者名義の預金口座に振り込むものとする。

2 交付決定者名義の預金口座への振込みを行うことが著しく困難であると認められる場合は、前項の規定にかかわらず、交付決定者の申し出により、市が指定する場所で現金により交付することができる。

3 第1項における助成金の交付は、交付決定者の申し出により、交付決定者が指定する助成金の受領権限を有する者の名義の預金口座に振り込むことができる。この場合において、助成金の受領権限を有する者は、交付決定者の委任状等の受領権限を示す書面を提出しなければならない。

(申請の取下げ擬制)

第9条 第4条に規定する交付申請の不備により、助成金の交付ができない場合において、交付の申請日から起算して1年を経過した日までに、交付決定者が、申請の補正を行わない場合には、当該申請は、申請時点に遡って取り下げられたものとみなす。

2 前項の場合において、当該申請に係る第7条第2項の規定に基づく交付決定は、なかったものとみなす。

(決定の取消し)

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 交付決定者又は第三者の不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金の交付後に交付決定者が交付対象者でないことが判明したとき。
- (3) 助成金の交付の目的に鑑み、市長が助成金の交付を適当でないと認めたとき。

(助成金の返還)

第11条 交付決定者は、前条の規定により、助成金の交付決定が取り消されたときは、助成金の全額を返還しなければならない。ただし、市長が特別な事情があると認めたときは、この限りでない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、本助成金の交付に関し必要な事項は、こども青少年局長が別に定める。

附則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。